

第58回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

企業集団の現況

当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

会社の現況

会社役員の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告

企業集団の現況

当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

【全般的状況】

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用、所得環境の改善、インバウンド消費の増加などにより緩やかな回復傾向が見られました。今後につきましてはアメリカの政策動向、中国経済の先行き懸念、ロシア・ウクライナ情勢など、依然として景気の見通しが不透明な状況にあります。

このような経済環境の中ではありますが、当社グループにつきましては、全体として受注が順調に推移しました。

当連結会計年度における当社グループの受注高は40,377百万円（前連結会計年度比16.4%増）、受注残高は12,998百万円（前連結会計年度比13.8%増）となりました。

売上収益は、コンサルティング・システム開発事業、マネージメントサービス（BPO）事業ともに、(株)トゥインクル等前期に取得した子会社の売上が通年で寄与したことや、既存事業が好調に推移した結果、全体で13.4%の増加となりました。

売上総利益につきましても、売上収益の増加同様に9.1%の増加となりました。

販売費及び一般管理費については、上記子会社の影響等により、コスト抑制に努めたものの前連結会計年度に比べ7.0%増加しております。

その結果として、当連結会計年度における業績は、売上収益38,804百万円（前連結会計年度比13.4%増）、事業利益2,871百万円（前連結会計年度比13.2%増）、営業利益2,872百万円（前連結会計年度比86.1%減）、税引前利益3,352百万円（前連結会計年度比83.7%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益2,469百万円（前連結会計年度比82.5%減）となりました。

事業利益は、営業利益から非経常的な要因により発生した損益を除いて算出しております。

なお、今般の米国の関税措置に関して、当社は主として日本国内で営業活動を行っており米国向けの売上は無いため直接的な影響はありません。しかし、当社の顧客には自動車産業など関税措置の影響を強く受けると見込まれる業種の顧客が含まれております。これら間接的な影響については、現在調査中であります。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

[コンサルティング・システム開発事業]

コンサルティング・システム開発事業の当連結会計年度は売上収益27,705百万円（前連結会計年度比7.1%増）、セグメント利益2,211百万円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。

当連結会計年度の売上収益につきましては、会計システムコンサルティング及びシステム開発事業において弊社の注力業種であるインフラ系顧客への売上が伸長したことや、グループ会社間におけるシナジー効果の拡大等により増加しております。また、P L M支援ソリューション事業では、前期発生した不調プロジェクトへの対応が終息し回復に向かっていることに加え、前期に取得した(株)フレスコの売上が通年で寄与した結果による増収314百万円により、全体として大きく増収となっております。金融業界向けシステム開発事業は、概ね前期並みとなり、結果として、セグメント全体で前連結会計年度を上回る結果となりました。

セグメント利益につきましては、会計システムコンサルティング及びシステム開発事業、P L M支援ソリューション事業が順調に回復した結果、前連結会計年度を大きく上回る結果での着地となりました。

[マネージメントサービス（B P O）事業]

マネージメントサービス（B P O）事業の当連結会計年度の売上収益は、11,451百万円（前連結会計年度比31.1%増）、セグメント利益661百万円（前連結会計年度比9.9%減）となりました。

当連結会計年度の売上収益につきましては、オンサイトB P O事業において前期に取得した(株)トゥインクルの売上が通年で寄与した結果による増収2,086百万円や、グローバル企業向けアウトソーシング事業における新規顧客獲得による増収により大きく伸長することとなりました。

セグメント利益につきましても、オンサイトB P O事業が(株)トゥインクルの寄与により増益となりましたが、人事給与関連アウトソーシング事業の再編費用等の影響により、全体として前連結会計年度を下回る結果となりました。

直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第55期 (2022年3月期)	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	(百万円)	33,647	39,751	34,691	40,377
売上収益	(百万円)	32,346	37,063	34,218	38,804
税引前利益	(百万円)	2,792	3,241	20,574	3,352
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,782	1,838	14,161	2,469
基本的1株当たり当期利益	(円)	150円15銭	155円38銭	1,224円05銭	214円51銭
資産合計	(百万円)	28,296	30,393	44,804	45,323
資本合計	(百万円)	14,042	16,195	29,398	29,612

主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業	サービス内容
コンサルティング・システム開発	<p>【コンサルティング】</p> <p>経営会計コンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● I F R S および会計基準対応 I F R S 対応支援、新収益認識基準対応コンサルティング ● I P O 支援 (株式上場支援) ● 内部統制 (J-SOX) 対応 内部統制 (J-SOX・不正防止) 対応支援、I T 統制対応支援 ● 電子帳簿保存法・e文書法・ペーパーレス対応 e文書法・ペーパーレス対応支援、電子帳簿保存法対応支援 ● 業務改革支援 (B P R 支援) 決算早期化、予算管理、S S C 構築支援サービス、原価計算・原価管理、調達購買管理 ● 決算業務支援 ● 人事・組織コンサルティング 人事制度構築支援、人事制度再構築マスタープラン策定セッション、人的資本経営支援サービス、シニア人事制度構築支援、タレントマネジメント実効化支援、採用活動改善コンサルティング、新人材開発体系構築サービス、人事労務アドバイザーサービス ● 事業計画立案・管理 事業計画策定支援、事業性評価 ● 連結経営管理基盤構築 連結予算管理、経営情報管理、連結資金管理、統合マスター管理、連結原価管理、連結業績管理、連結会計、プロジェクト会計、内部取引管理、連結経営管理基盤ランドデザイン ● システムコンサルティング DX業務調査サービス、DXシステム診断サービス、バックオフィス業務診断サービス、DXランドデザイン策定サービス、P M O 支援コンサルティング、システム導入支援 ● R P A ・ B A (デジタルコンサルティング) Analytica Framework、A I ・アナリティクス、プロセスイノベーションサービス、ビジネスアナリティクストレーニングサービス ● M & A M & A、P P A (取得原価の配分) ● その他 経理パートナーサービス、情報セキュリティ・サイバーセキュリティ、個人情報保護法対応支援

事業	サービス内容
コンサルティング・システム開発	<p>【システム開発】</p> <p>製品・ソリューション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計パッケージ ACT-Potentia、ACT-NetPro、ACT-V、STRAVIS、DivaSystem、Biz J、multibook ●エンタープライズ・ソリューション mcframe7、Qlik Sense、ACT-Journal CONNECT、BizForecast、Data Delivery、intra-mart ●デジタルトランスフォーメーション (DX) 在宅ソリューション、WinActor、BizRobo!、DX Suite ●業務別・業種特化型テンプレート 工事原価管理テンプレート、調達・購買テンプレート、プロジェクト管理テンプレート、会計テンプレート ●製品向けテンプレート Biz J 会計導入テンプレート、BizForecastプロジェクト管理テンプレート、Front One、Biz J プロジェクト管理テンプレート ●エンジニアリング分野のソリューション PLMconsole、PARTsolutions、CADシステム、PDMシステム ●証券・金融系システム・ソリューション ●医療・福祉関連の経営改善支援、システム開発 ●Web・スマートフォンアプリ開発他 ●ローコード開発システム 楽々Framework ●マネージドサービス
マネージメントサービス (BPO)	<p>【BPO (ビジネスプロセスアウトソーシング)】</p> <p>High Value BPOサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●High Value BPO ●BPO+RPA ●BPO+BPR ●BPO+OCR ●BPO+テレワーク <p>領域別BPOサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経理・財務BPO ●人事・総務BPO ●人事給与総合サービス ●バックオフィス複合BPO ●日本企業海外現地法人向けBPO ●ペイメントBPO ●ヘルプデスクBPO

会社の現況

会社役員の状態

社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	長家 広明	インテグラル法律事務所 東京バス株式会社 株式会社アートブレインカンパニー 公益社団法人日本サウナ・スパ協会	所属弁護士 社外取締役 社外監査役 理事
取締役	香川 尚彦	株式会社日立ソリューションズ	取締役常務執行役員 営業統括本部長
取締役 (監査等委員)	渡邊 秀俊	三愛オブリ株式会社	社外監査役
取締役 (監査等委員)	長谷川洋一	—	—
取締役 (監査等委員)	矢野奈保子	矢野公認会計士事務所 株式会社コンフォートコンサルティング テンアライド株式会社 国立研究開発法人国立環境研究所 一般社団法人SVリーグ	代表 代表取締役社長 社外取締役 監事 監事
取締役 (監査等委員)	中島 康晴	日東紡績株式会社 一般財団法人産業経理協会 株式会社日本格付研究所	社外取締役 監事 社外監査役

(注) 当社と株式会社日立ソリューションズとは業務提携をしております。
それ以外の兼職する法人等との間では、重要な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長家 広明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士の経験を活かし、幅広い見地から経営全般に関わる議案審議等に必要な発言がなされました。コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務め、当社におけるコーポレート・ガバナンスの継続的な充実と向上を推進するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役 香川 尚彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、株式会社日立ソリューションズ取締役常務執行役員の経験を活かし、幅広い見地から経営全般に関わる議案審議等に必要な発言がなされました。コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務め、当社におけるコーポレート・ガバナンスの継続的な充実と向上を推進するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 渡邊 秀俊	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として13回出席し、長年の公認会計士としての経験と幅広い見識から、主に会計的な側面及び法律的な側面からの発言がなされました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、委員長として必要な発言がなされました。コーポレート・ガバナンス委員会の委員長を務め、中期経営計画や組織規程の制改訂等について審議し、また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、客観的・中立的立場で取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 長谷川洋一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、経営者としての豊富な経験・実績・見識から取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言がなされました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地、経営的な見地から適宜、必要な発言がなされました。指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務め、中期経営計画や組織規程の制改訂等について審議し、客観的・中立的立場で取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 矢野奈保子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、公認会計士及び会社経営者としての経験を踏まえ、会計的な側面、法律的な側面からの発言だけでなく、経営的な視点からも発言がなされました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地、経営的な見地から適宜、必要な発言がなされました。コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務め、中期経営計画や組織規程の制改訂等について審議し、また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、客観的・中立的立場で取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中島 康晴	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言がなされました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言がなされました。コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務め、中期経営計画や組織規程の制改訂等について審議し、また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名や報酬について審議し、客観的・中立的立場で取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。

会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47,845千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,845千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役をはじめとする全従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「BBSグループ社員行動規範」を制定し、これを当社グループの企業活動の企業倫理として当社グループの全従業員が遵守する。
 - ② 当社の取締役は、BBSグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともに、その実践的運用を行う体制を構築し、当社グループの全従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
 - ③ 当社は、常勤取締役で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、BBSグループのコンプライアンス体制の整備、計画及び問題点等の把握を行う。
 - ④ BBSグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために、BBSグループに「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者においては、本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保証される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ、必要と認められる適切な対策を行う。必要であると認めた場合、BBSグループ内において事実を開示し、対策及び結果について周知徹底する。
 - ⑤ 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設ける。監査室は、BBSグループの業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員に対して報告するとともに、内部監査により判明した指摘事項についてフォローアップを実施しBBSグループ全体のコンプライアンスの推進に努める。
 - ⑥ BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的組織による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を社内規程に基づき各々の担当職務に従い適切に保存、管理する。
 - イ. 株主総会議事録及びその関連資料

- ロ. 取締役会議事録及びその関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
 - ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 上記①に定める文書は少なくとも10年間保管するものとし、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- ③ 取締役会の議長は、情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、この任務には会社法所定の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業の継続、発展を実現するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、委員会の統括責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、リスクの種類ごとに責任部署を定め、グループ会社の各責任者はリスク管理の実効性を高めるための諸施策を立案、実施し、適宜リスク管理の状況をモニタリングする。
- ③ 「リスクマネジメント委員会」は、BBSグループの経営に多大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な措置を講じるための対応を行う。
- ④ 債権管理等に関しては、債権管理に関連する規程、取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程等に従って処理し、事故の防止に努める。
- ⑤ 経営会議、グループ経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行い、有事の対応については、BBSグループの職務分掌に基づく役割分担に応じ連携してこれにあたる。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適正かつ適時に報告するため、内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図る。
- (5) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、職務の執行の決定が適切かつ迅速に行われるよう、経営会議及びグループ経営会議を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。
- ② 当社及び当社子会社の取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次並びに四半期業績管理を実施する。また、取締役会及び経営会議、グループ経営会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、取締役の職務遂行の効率化を図る。

- ③ 取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
 - ④ 当社代表取締役社長は、ＢＢＳグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視、監督体制の整備を行う。
 - ⑤ 各取締役の職務分掌と権限については、適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。
 - ⑥ コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役の職務の執行を監視し、ガバナンスの強化を図るために、「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置する。
 - ⑦ 当社及び当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- (6) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社における取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ② 当社は、ＢＢＳグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な「関係会社管理規程」を策定し、本規程に基づき、グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ③ グループ各社の代表取締役社長により構成される「グループ経営会議」を定期的に開催し、当社代表取締役による議事運営のもと、グループ各社の代表取締役社長はグループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行う。
 - ④ 当社は、監査等委員が自ら又は監査等委員会を通じてＢＢＳグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び監査室との緊密な連携が維持できる体制を構築する。
 - ⑤ 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査等委員会の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- (8) 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するための使用人については、その独立性を確保するために、当該使用人の任命、人事異動は、監査等委員会が代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査等委員会の同意を得て決定する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助するための使用人についての人事考課は、その独立性を確保するために監査等委員会が行う。

- (9) 監査等委員会の第7項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するための使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助するための使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に徹底する。
- (10) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会において定期的にあるいは随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ② 常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営会議等の重要な意思決定が行われる会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。
 - ③ 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、BBSグループ各社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
 - ② 通報者に不利益が及ばないように内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」への通報状況とその処理の状況を速やかに監査等委員会に報告する。
- (12) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合をもち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

- ② 監査等委員は、監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ③ 監査等委員は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ④ 監査等委員会の透明性、独立性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する監査等委員である社外取締役を任命する。
- ⑤ 監査等委員会は、必要に応じて、グループ各社の監査役と会合をもち、監査上の重要事項があれば報告を受け、意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における具体的な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社及びグループ各社では、毎年10月を「BBSグループ企業倫理月間」とし、「BBSグループコンプライアンスガイドライン」に基づいて、法令遵守の体制に問題はないか、周囲にコンプライアンスリスクはないか等について、職場内で話し合い、リスクや課題の洗い出し、その解消、改善に努めております。

昨年10月には、全社員を対象としてインサイダー取引、ハラスメント、反社会的勢力に対する対応、情報セキュリティ等の「BBSグループコンプライアンスガイドライン」に記載された事項をテーマとしてメール送信によるコンプライアンス研修を実施いたしました。

また、昨年7月から8月にかけて、全社員を対象として、契約法、下請法、派遣法等の関連法令をテーマとした協力会社対応のためのコンプライアンス研修を実施いたしました。

さらに、新入社員研修でもコンプライアンス研修を実施しております。

(2) リスク管理体制

事業の継続、発展を実現するため、適宜取締役会開催後に取締役会出席メンバーを出席者として「リスクマネジメント委員会」を開催しております。

本社組織としてはプロジェクトマネジメントの専門家をメンバーとして「品質保証本部」を設置し、社内規程「プロジェクト管理規程」に従ってレビューを随時実施し、納期遅延、不具合発生の防止に努めております。

(3) グループガバナンス体制

BBSグループ各社の代表取締役社長を出席メンバーとする「グループ経営会議」を年11回開催し、出席メンバーによるグループ各社の営業成績、財務状況等について報告を実施し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行いました。

2023年11月及び2024年1月に新たに当社の連結子会社になり、BBSグループの一員となりました株式会社フレスコ及び株式会社トゥインクルに対しては、社内規程を整備し、内部統制システムの構築に努めております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役で構成され、4名全員が社外取締役であり、独立役員として指定しております。

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取すること等により、業務執行の全般を監査・監督し、監査等委員会では監査等委員相互の情報共有を図ることにより、監査・監督機能の充実に努めています。

4名の監査等委員のうち3名は、公認会計士としての高い見識と、財務会計に関する専門的知識及び経験を有しております。

監査等委員会の監査にあたっては監査室（内部監査部門）の監査結果を活用するとともに、監査室は監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

また、監査室（内部監査部門）や会計監査人とも定期的な監査結果報告等以外に、随時相互連携を図っております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
流動資産	18,250,960	流動負債	7,940,323
現金及び現金同等物	9,907,750	リース負債	807,825
営業債権及びその他の債権	5,092,915	営業債務及びその他の債務	2,115,788
契約資産	1,911,182	その他の金融負債	276,069
その他の金融資産	315,548	未払法人所得税等	332,424
棚卸資産	103,533	引当金	156,093
その他の流動資産	920,032	契約負債	444,883
非流動資産	27,072,181	その他の流動負債	3,807,241
有形固定資産	624,949	非流動負債	7,770,436
使用権資産	2,628,077	リース負債	1,883,508
のれん	2,158,630	その他の金融負債	40,912
無形資産	1,000,005	退職給付に係る負債	446,156
持分法で会計処理されている投資	17,073,004	引当金	513,188
その他の金融資産	2,908,888	株式報酬に係る負債	277,694
繰延税金資産	588,351	繰延税金負債	4,224,234
退職給付に係る資産	52,523	その他の非流動負債	384,744
その他の非流動資産	37,754	負債合計	15,710,759
資産合計	45,323,141	資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	29,138,505
		資本金	2,233,490
		資本剰余金	4,487,356
		利益剰余金	24,603,683
		自己株式	△ 2,640,821
		その他の資本の構成要素	454,797
		非支配持分	473,877
		資本合計	29,612,382
		負債及び資本合計	45,323,141

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	38,803,632
売上原価	30,213,419
売上総利益	8,590,213
販売費及び一般管理費	5,742,839
その他の収益	54,920
その他の費用	29,864
営業利益	2,872,430
金融収益	113,146
金融費用	45,922
持分法による投資利益	459,791
持分変動損失	47,884
税引前利益	3,351,561
法人所得税費用	841,339
当期利益	2,510,222
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,469,336
非支配持分	40,886
当期利益	2,510,222

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2024年4月1日時点の残高	2,233,490	4,480,606	23,049,377	△1,082,122	10,208	279,523
当期利益			2,469,336			
その他の包括利益					△1,451	116,481
当期包括利益合計	-	-	2,469,336	-	△1,451	116,481
自己株式の取得				△1,601,361		
自己株式の処分				24,995		
配当金			△881,691			
株式に基づく報酬取引		8,877		17,667		
支配継続子会社に対する持分変動		△2,127				
利益剰余金への振替			△35,685			
その他			2,346			
所有者との取引額合計	-	6,750	△915,030	△1,558,699	-	-
2025年3月31日時点の残高	2,233,490	4,487,356	24,603,683	△2,640,821	8,756	396,003

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計	合計		
	持分法によるその他の包括利益	確定給付制度の再測定				
2024年4月1日時点の残高	△9,409	-	280,320	28,961,671	436,619	29,398,291
当期利益			-	2,469,336	40,886	2,510,222
その他の包括利益	59,447	△35,685	138,792	138,792	△1,886	136,906
当期包括利益合計	59,447	△35,685	138,792	2,608,128	39,000	2,647,128
自己株式の取得			-	△1,601,361		△1,601,361
自己株式の処分			-	24,995		24,995
配当金			-	△881,691	△9,337	△891,028
株式に基づく報酬取引			-	26,544	△158	26,386
支配継続子会社に対する持分変動			-	△2,127	7,127	5,000
利益剰余金への振替		35,685	35,685	-	-	-
その他			-	2,346	626	2,971
所有者との取引額合計	-	35,685	35,685	△2,431,294	△1,742	△2,433,037
2025年3月31日時点の残高	50,037	-	454,797	29,138,505	473,877	29,612,382

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称 (株)ファイナンシャルブレインシステムズ
(株)テクノウェアシंक
(株)トゥインクル

②連結子会社の増減

減少：2社（合併）

(3) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の数 2社

主要な持分法適用会社の名称 グローバルセキュリティエキスパート(株)
ニュー・リレーション・インフォ・ビズ(株)

②持分法適用会社の増減

なし

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品

・金融資産

金融資産は、当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。その他の金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で当初測定しておりますが、それ以外の金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合に、認識を中止しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定

の日に生じる。
当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振り替えております。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（資本性金融商品）

当社グループは、資本性金融商品に対する投資について、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、金融収益として純損益で認識しております。

(iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、当社グループは、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として、取消不能の指定を行ったものではありません。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動は純損益で認識しております。

・ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）の予想信用損失に対して貸倒引当金として計上しております。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。なお、個別法は、個々の棚卸資産に代替性が無い場合に用いております。

③ 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～15年
器具備品	2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

個別に取得した無形資産の取得価額には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。企業結合により取得した無形資産の取得原価は、取得日の公正価値で測定しております。

ソフトウェアの取得及び開発費用は、信頼性を持って測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、無形資産に計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ リース

当社グループは、契約開始の時点において契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判断しております。借手として当社グループは、リース期間の開始時点において、当社グループがリース契約の借手となっているすべての契約について使用権資産及び関連するリース負債を連結財政状態計算書において認識しております。

使用権資産は、リース負債にリース開始日又は開始日前に発生したリース料の支払を調整した金額で当初測定し、当該金額からリース開始日後に発生した減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で事後測定しております。使用権資産の減価償却費は、対象資産のリース期間と見積耐用年数のいずれか短いほうの期間にわたり定額法で計上しております。使用権資産は、減損テストの対象となります。

リース負債は、契約の開始時点において、リースの計算利子率を容易に算定可能な場合には当該利子率を、それ以外の場合には当社グループの追加借入利子率を用いて未決済のリース料総額を現在価値に割り引いて測定しております。当社グループは、一般的に当社の追加借入利子率を割引率として使用しております。リース期間は、リース契約の解約不能期間に、延長又は解約オプションを行使することが合理的に確実である場合にこれらのオプションを加味した期間であります。当初認識後、リース負債は実効金利法により償却原価で測定され、リース期間の延

長、解約オプションが行使されるかどうかの評価の見直しなどにより将来のリース料が変更された場合に再測定されます。再測定により生じた差額は、使用権資産を調整するか、又は、使用権資産がすでにゼロまで償却済みである場合には、純損益で認識しております。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内、又は少額資産のリースについて認識の免除規定を適用しております。その結果、これらのリースに係る支払リース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。また、実務上の便法として、当社グループは非リース構成部分をリース構成部分と区別せず、リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

⑥ のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資金又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減損するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的債務又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いて、引当金を計上しております。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

⑨ 従業員給付

① 退職後給付

当社及び一部の子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度、確定拠出制度及び確定給付制度に分類される複数事業主制度を採用しております。

(i) 確定拠出制度

確定拠出制度とは、一定の掛け金を他の独立した事業体に支払い、その拠出額以上の支払いについて法的債務又は推定的債務を負わない退職後給付制度をいいます。

確定拠出制度においては、従業員が関連する勤務を提供した期間に対応する掛金額を純損益として認識しております。

(ii) 確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職後給付制度をいいます。

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債又は資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

制度の改定により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は制度の改定があった期の純損益として認識しております。

また、当社グループは確定給付制度から生じるすべての数理計算上の差異について、その他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(iii) 複数事業主制度

複数事業主制度は、当該制度の規約に従って、確定給付制度に分類され、原則として、「(ii) 確定給付制度」と同様に処理しております。しかし、一部の複数事業主制度については、確定給付制度に係る会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、確定拠出制度に係る会計処理を適用しております。

② その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、会計期間中に従業員が勤務を提供したもので、当該勤務の見返りに支払うと見込まれる給付金額を純損益として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的債務又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性を持って見積もることができる場合に、負債として認識しています。

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務については、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割引いて算定しております。

⑩ 収益

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転と交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 ステップ3：取引価格を算定する。
 ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
 ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

⑪ 外貨換算

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

・在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

2. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、以下の基準書及び解釈指針を適用しております。これらの基準等の適用が、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針		概要
IAS第1号	財務諸表の表示	負債の流動又は非流動への分類に関する要求事項を明確化 特約条項付の長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂
IAS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 履行義務に係る進捗度に基づく収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上収益

1,682,431千円

② その他の情報

当社グループでは、コンサルティングサービス及びシステム開発は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しております。当該取引については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、上記の金額は当該取引のうち、当連結会計年度末時点で未完成・

未引渡しの取引を対象として記載しております。(引渡しが完了した案件は含めておりません。)

進捗度の見積りには一定の不確実性を伴うため、翌連結会計年度以降に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 588,351千円

② その他の情報

繰延税金資産について、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異について将来の課税所得に基づいて回収可能性を判断しております。当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 退職給付会計

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
退職給付に係る負債 446,156千円
退職給付に係る資産 52,523千円

② その他の情報

退職給付債務は、割引率、退職率、死亡率など年金数理計算上の基礎率に基づき見積もられています。当該基礎率は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、基礎率の仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 株式報酬に係る負債の測定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
株式報酬に係る負債 277,694千円

② その他の情報

現金決済型の株式報酬については、支払額の公正価値を負債として認識し、無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり、当該負債の公正価値の変動を純損益として認識しております。負債の公正価値は、モンテカルロ法で見積られており、当社の株価、株価変動性等を基礎に算出しています。これらの基礎となる数値は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、基礎率の過程の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(5) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 2,158,630千円

② その他の情報

支配獲得後に発生すると見込まれる超過収益力を前提としたのれんを株式取得時に計上しています。のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や将来事業計画を基礎としています。将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌連結会計年度以降においてのれんの減損損失を認識し、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 | 56,339千円 |
| (2) 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 | 1,113,137千円 |
| 使用権資産の減価償却累計額 | 3,360,884千円 |

5. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,725千株	－千株	－千株	12,725千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,142千株	682千株	45千株	1,779千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加682千株は、2025年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付の取得620千株、株式付与E S O P信託から市場への買付の取得62千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少45千株は、株式付与E S O P信託から市場への売却による減少3千株、株式付与E S O P信託の交付による減少7千株、役員報酬B I P信託の交付による減少24千株、役員報酬B I P信託から市場への売却による減少11千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首250千株、当連結会計年度末302千株）が含まれております。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首250千株、当連結会計年度末215千株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年4月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 471,214千円
- ・1株当たり配当金額 39.0円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月24日

ロ. 2024年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 447,048千円
- ・1株当たり配当金額 37.0円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年11月29日

- (注) 1. 上記の2024年3月31日を基準日とする「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する株式に対する配当金9,758千円が含まれております。
2. 上記の2024年3月31日を基準日とする「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する株式に対する配当金9,740千円が含まれております。
3. 上記の2024年9月30日を基準日とする「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金9,119千円が含まれております。
4. 上記の2024年9月30日を基準日とする「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する株式に対する配当金7,954千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2025年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 469,956千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 41.0円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月24日

- (注) 1. 上記の「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金12,366千円が含まれております。
2. 上記の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金8,814千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化するために、健全な財務体質を構築・維持することを資本管理の基本方針としております。当該基本方針に基づいて、獲得した資金の事業への投資及び配当等による株主への還元を行っております。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

③ 信用リスク管理

当社及び子会社は、国内外の取引先に対し、営業債権、貸付金、保証その他の形で信用供与を行っております。取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの債権等が回収不能となる、あるいは、商取引が継続できないことにより、取引当事者としての義務を果たせず、契約履行責任を負担することとなる等の信用リスクを有しております。そのため、当社及び子会社では、信用供与の実施に際して、信用限度額の設定及び必要な担保・保証等の取得等を通じたリスク管理を行うことでリスクの軽減に努めるとともに、取引先の信用力、回収状況及び滞留債権の状況等に基づいて予想信用損失を見積り、貸倒引当金を設定しております。

なお、当社及び子会社は、特定の相手先に対して過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、市場金利の状況を勘案し必要に応じて金利スワップ等により金利変動リスクのヘッジを行う予定です。

⑥ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、業務上の関係を有する企業を中心に市場性のある株式を保有しております。これらの株式については、その保有について毎年合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。また、これらの株式はすべてその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しており、株価変動に対する純損益への影響はありません。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

① 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

(i) 株式

株式は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。株式については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しております。レベル3に区分されているものは非上場株式であり、純資産に基づく評価モデル又はその他の適切な評価技法を用いて測定しております。

(ii) 保険積立金

保険積立金は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。保険積立金については、払戻しに伴う契約上の重要な制約がないため、解約払戻金により測定しており、レベル3に区分しております。

(iii) 債券

債券は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。債券については、活発な市場における市場価格が存在しないため、観察可能な市場データを用いて公正価値を測定しており、レベル2に区分しております。

(iv) 投資信託

投資信託は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。投資信託については、相場価格等により測定しており、レベル2に区分しております。

(v) 施設利用権

施設利用権は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。施設利用権については、相場価格等により測定しており、レベル2に区分しております。

(vi) 出資金

出資金は非流動資産のその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。出資金については、出資先の事業計画を基に、ディスカウント・キャッシュフロー法により測定しており、レベル3に区分しております。

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定される金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債券	－	496,952	－	496,952
施設利用権	－	136,535	－	136,535
保険積立金	－	－	44,295	44,295
投資信託	－	100,980	－	100,980
出資金	－	－	147,227	147,227
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	752,549	－	169,287	921,836
債券	－	196,904	－	196,904
その他	－	3,000	－	3,000
合計	752,549	934,371	360,809	2,047,729

③ 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品に係る公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(i) 現金及び現金同等物（公正価値で測定される短期投資を除く）、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値と近似しております。

(ii) 借入金

借入金の公正価値は、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、レベル2に分類しております。

(iii) 敷金保証金

敷金保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから当該帳簿価額によっております。

(iv) 金銭信託

金銭信託の公正価値は帳簿価額に近似することから当該帳簿価額によっております。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため記載をしておりません。

7. 投資不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,662円08銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 214円51銭 |

(注) 株式付与E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり親会社所有者帰属持分」及び「基本的1株当たり当期利益」の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、期末発行済株式総数の計算において控除した当該自己株式の期末発行済株式数は455千株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該自己株式の期中平均株式数は470千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	コンサルティング・システム開発事業	マネージメントサービス (BPO) 事業	
会計システムコンサルティング及びシステム開発	20,270,544	—	20,270,544
金融業界向けシステム開発	6,147,255	—	6,147,255
PLM支援ソリューション	1,679,886	—	1,679,886
人事給与関連アウトソーシング	—	3,495,008	3,495,008
グローバル企業向けアウトソーシング	—	2,392,758	2,392,758
外資系企業向けアウトソーシング	—	1,177,199	1,177,199
オンサイトBPO	—	4,428,803	4,428,803
セグメント内事業別売上収益	△392,213	△42,749	△434,962
顧客との契約から生じる収益	27,705,473	11,451,018	39,156,491
調整額 (注)	△103,323	△249,536	△352,859
外部顧客への売上収益	27,602,150	11,201,482	38,803,632

(注) 報告セグメント間取引を集計しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、コンサルティング・システム開発及びマネージメントサービス (BPO) を主な事業として取り組んでおります。

①コンサルティング・システム開発

コンサルティング・システム開発事業は、顧客との間で、主として、コンサルティングサービス契約、システム開発契約及びシステム保守契約を締結しております。

コンサルティングサービス契約は、会計・システムに関する専門的サービスの提供であり、サービス提供に応じて履行義務を充足するため、インプット法により収益を認識しております。また、システム開発契約は、顧客要求に基づくコンピュータプログラムの開発であり、資産の創出に応じて履行義務を充足するため、同様にインプット法により収益を認識しております。

インプット法については、当社グループでは、契約に含まれる各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、履行義務単位でプロジェクトを認識し管理しているため、プロジェクト毎に適用し収益を認識しております。契約により提供される財・サービスは、主としてSE・コンサルタント等の作業量に応じて提供されており、外注費を含む人件費の発生額が、専ら資産の創出量やサービス提供量を示しております。さらに、プロジェクト原価の大部分を人件費等が占めていることから、各プロジェクトの見積総原価に対する発生費用の割合が当該プロジェクトの進捗を示す適切な指標であると考えております。当社グループでは、毎月、各プロジェクトの見積総原価を見直しているため、各プロジェクトの見積総原価に対する発生費用の割合が当該プロジェクトの進捗を忠実に示していると考えております。

取引価格は契約時点で決定しており、変動対価となる取引条件はありません。複数の要素から構成される取引に

については、財及びサービスが単独で独立の価値を持つ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しております。

当社グループが提供する財及びサービスについては、顧客の要望に応じて内容が異なるため、各構成要素に共通する独立販売価格は設定されておられません。一方で、財及びサービスの種別毎に一定の利益率を確保できるよう取引価格を設定しているため、当該利益率を使用して個別の構成要素の独立販売価格を算出しております。なお、プログラム開発契約において製品保証条項が定められておりますが、顧客の検収時に存在していた欠陥を修正する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、取引価格の一部を製品保証に配分する処理は行っておりません。

取引の対価は、主として、すべての履行義務の充足後1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、一部の契約については、すべての履行義務の充足時以前に、履行義務の充足に係わらず毎月又は3ヶ月毎等、一定の期間毎に取引の対価の一部を受領すること、或いは契約に定められたマイルストーン到達時に一定の金額を受領することがあります。

システム保守契約は、保守サービスの提供であり、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

取引価格は契約時点で決定しており、変動対価となる取引条件はありません。複数の要素から構成される取引については、コンサルティングサービス契約等と同様の方法により処理しております。

取引の対価は、主として、契約期間の終了後1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、一部の契約については、履行義務の充足に応じて毎月又は3ヶ月毎等、一定の期間毎に取引の対価の一部を受領することがあります。

②マネージメントサービス（BPO）

マネージメントサービス（BPO）事業は、顧客との間で、主として、BPOサービス契約、派遣契約及びBPOコンサルティングサービス契約を締結しております。

BPOサービス契約は、経理・人事等の業務受託サービスの提供、また派遣契約は、人材派遣サービスの提供であり、いずれも履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

取引価格は契約時点で決定しており、変動対価となる取引条件はありません。複数の要素から構成される取引については、コンサルティングサービス契約等と同様の方法により処理しております。

取引の対価は、主として、契約期間の終了後1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、一部の契約については、履行義務の充足に応じて毎月又は3ヶ月毎等、一定の期間毎に取引の対価の一部を受領することがあります。

BPOコンサルティングサービス契約は、BPO導入に関する専門的サービスの提供であり、収益認識等は、コンサルティング・システム開発事業のコンサルティングサービス契約等と同様に処理しています。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

契約資産は、主にコンサルティング・システム開発事業におけるシステム開発契約について、報告日時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた資産	5,065,344
契約資産	1,911,182
契約負債	444,883

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は194,256千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	11,181,714
1年超	1,760,968

11. その他の注記

(企業結合に関する注記)

(1) 株式会社フレスコ

2023年11月16日に当社が取得した株式会社フレスコについて、前連結会計年度末において取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しております。確定した取得対価の配分額に基づき、発生したのれんの金額を次のとおり修正しております。

取得日現在における無形資産及びのれん、引受負債

(単位：千円)

修正科目	のれんの修正金額
のれん (修正前)	141,859
無形資産	△14,263
繰延税金負債	4,849
のれん (修正後)	132,445

(注) 発生したのれんは、今後の事業展開や当社と同社とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、連結財政状態計算書における前連結会計年度末の金額を遡及修正しております。その結果、遡及修正前と比べ、のれん及び無形資産が3,048千円、繰延税金負債が4,237千円それぞれ増加

し、利益剰余金が1,189千円減少しております。

(2) 株式会社トゥイングル

2024年1月29日に当社が取得した株式会社トゥイングルについて、前連結会計年度末において取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しております。確定した取得対価の配分額に基づき、発生したのれんの金額を次のとおり修正しております。

取得日現在における無形資産及びのれん、引受負債

(単位：千円)

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	1,734,784
無形資産	△492,869
繰延税金負債	167,576
のれん（修正後）	1,409,491

（注）発生したのれんは、今後の事業展開や当社と同社とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、連結財政状態計算書における前連結会計年度末の金額を遡及修正しております。その結果、遡及修正前と比べ、のれん及び無形資産が161,709千円、繰延税金負債が165,580千円それぞれ増加し、利益剰余金が3,872千円減少しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,253,458	流 動 負 債	6,678,368
現金及び預金	7,058,506	買掛金	1,020,940
売掛金	3,047,742	関係会社短期借入金	3,231,136
契約資産	1,368,615	一 借入金	35,364
仕掛品	39,949	未払費用	443,920
貯蔵品	6,170	未払法人税等	151,945
前渡金	139,497	未払消費税	78,952
前払費用	186,779	未払消費税	308,757
関係会社短期貸付金	100,000	契約負債	266,242
未収還付法人税等	182,750	預り金	213,243
その他	123,450	前受収益	270
固 定 資 産	10,268,764	資産除却債	31,981
有 形 固 定 資 産	573,918	賞与引当金	800,417
建物	389,236	株主優待引当金	14,770
工具、器具及び備品	68,725	受注損失引当金	80,431
リース資産	115,957	固 定 負 債	887,897
無 形 固 定 資 産	509,708	リース負債	94,037
ソフトウェア	507,806	長期未払金	124
その他	1,902	退職給付引当金	135,110
投資その他の資産	9,185,138	従業員株式付与引当金	70,380
投資有価証券	1,173,507	役員報酬BIP信託引当金	76,694
関係会社株式	6,391,766	長期預り金	14,961
関係会社長期貸付金	48,000	資産除却債	340,462
繰延税金資産	744,500	預り保証金	156,129
敷金及び保証金	715,193	負債合計	7,566,265
施設利用会員権	93,380	純 資 産 の 部	
前払年金費用	12,329	株主資本	14,711,047
その他	62,250	資本剰余金	2,233,490
貸倒引当金	△55,787	資本剰余金	2,017,754
資産合計	22,522,222	資本剰余金	1,033,711
		その他資本剰余金	984,043
		利 益 剰 余 金	13,463,824
		利益剰余金	81,809
		その他利益剰余金	13,382,015
		別途積立金	201,000
		繰越利益剰余金	13,181,015
		自 己 株 式	△3,004,021
		評価・換算差額等	244,910
		その他有価証券評価差額金	244,910
		純資産合計	14,955,957
		負債純資産合計	22,522,222

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,138,691
売上原価	17,272,468
売上総利益	5,866,223
販売費及び一般管理費	3,678,780
営業利益	2,187,443
営業外収益	387,251
営業外費用	74,669
経常利益	2,500,025
特別利益	914,305
抱合せ株式消滅差益	914,305
特別損失	38,287
関係会社株式評価損	38,287
税引前当期純利益	3,376,043
法人税、住民税及び事業税	363,775
法人税等調整額	△148,679
当期純利益	3,160,947

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,233,490	1,033,711	984,043	2,017,754
会計方針の変更による 累積的影響額				-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,233,490	1,033,711	984,043	2,017,754
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
自 己 株 式 の 取 得				-
自 己 株 式 の 処 分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	2,233,490	1,033,711	984,043	2,017,754

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	81,809	201,000	10,955,659	11,238,468
会計方針の変更による 累積的影響額			△17,329	△17,329
会計方針の変更を反映 した当期首残高	81,809	201,000	10,938,330	11,221,139
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△918,262	△918,262
当 期 純 利 益			3,160,947	3,160,947
自 己 株 式 の 取 得				-
自 己 株 式 の 処 分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,242,686	2,242,686
当 期 末 残 高	81,809	201,000	13,181,015	13,463,824

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,427,654	14,062,057	194,093	194,093	14,256,150
会 計 方 針 の 影 響 に よ る 累 積 的 影 響 額		△17,329		-	△17,329
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△1,427,654	14,044,728	194,093	194,093	14,238,821
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△918,262		-	△918,262
当 期 純 利 益		3,160,947		-	3,160,947
自 己 株 式 の 取 得	△1,601,361	△1,601,361		-	△1,601,361
自 己 株 式 の 処 分	24,995	24,995		-	24,995
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		-	50,817	50,817	50,817
当 期 変 動 額 合 計	△1,576,367	666,319	50,817	50,817	717,136
当 期 末 残 高	△3,004,021	14,711,047	244,910	244,910	14,955,957

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	2～15年
器具備品	2～15年
- ② 無形固定資産 見込有効期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。
(リース資産を除く)
 - ・ ソフトウェア（販売目的）
 - ・ ソフトウェア（自社利用目的） 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によって償却しております。
 - ・ その他 定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売掛金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 株主優待引当金 将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待対象株主数に基づいて、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金 ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑥ 従業員株式付与引当金 当社従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、当社従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。
- ⑦ 役員報酬BIP信託引当金 当社の取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役に割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、コンサルティング・システム開発及びマネージメントサービス（BPO）を主な事業として取り組んでおります。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①コンサルティング・システム開発

・コンサルティング

準委任契約に係るコンサルティングの取引の履行義務は、契約上合意した顧客のための経営会計等に関するコンサルティングサービスを提供することであり、コンサルティングを行い顧客の無形の資産が生じることに つれて一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

・システム開発

一括請負契約に係るシステム開発の履行義務は、主に契約に基づく顧客仕様のソフトウェアの開発作業を実施することであり、開発中のシステムを他の顧客又は他の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

②マネージメントサービス（ＢＰＯ）

・コンサルティング

準委任契約に係るコンサルティングの取引の履行義務は、契約上合意した顧客のための業務改善等に関するコンサルティングサービスを提供することであり、コンサルティングを行い顧客の無形の資産が生じることに つれて一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

・アウトソーシング

アウトソーシング、業務支援等のサービスの提供に係る取引の履行義務は、契約に基づく顧客のための経理財務業務、人事給与業務等の実施であり、契約期間の経過に伴い顧客が便益を享受できることから、契約期間にわたり履行義務が充足される取引と判断し、当該期間にわたり均等に収益認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（資産除去債務の会計処理の変更）

当社におけるオフィスの原状回復義務に係る資産除去債務の計上方法は、従来、工事費用の見積り額が、建物等の賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の額を下回る物件については、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度から、原状回復費用を資産除去債務として負債計上し、これに対する除去費用を有形固定資産に含めて償却する方法へと変更しております。

この変更は、原材料費や人件費の高騰などにより原状回復費用の金額的重要性が増したことから、より適正な会計処理を行うため従来の会計方針を変更したものであります。会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は17,329千円減少しております。

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 履行義務に係る進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高

1,286,761千円

② その他の情報

当社では、コンサルティングサービス及びシステム開発は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しております。当該取引については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、上記の金額は当該取引のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡しの取引を対象として記載しております。（引渡しが完了した案件は含めておりません。）

進捗度の見積りには一定の不確実性を伴うため、翌事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 744,500千円

② その他の情報

繰延税金資産について、将来減算一時差異について将来の課税所得に基づいて回収可能性を判断しております。当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 退職給付債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 135,110千円

前払年金費用 12,329千円

② その他の情報

退職給付債務は、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率など年金数理計算上の基礎率に基づき見積もられています。当該基礎率は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、基礎率の仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 959,948千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 758,756千円

② 短期金銭債務 150,018千円

③ 長期金銭債務 171,091千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 1,391,517千円

② 仕入高 1,491,990千円

③ 営業取引以外の取引高 163,068千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,142千株	682千株	45千株	1,779千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加682千株は、2025年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による増加620千株、株式付与E S O P信託から市場への買付による増加62千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少45千株は、株式付与E S O P信託から市場への売却による減少3千株、株式付与E S O P信託の交付による減少7千株、役員報酬B I P信託の交付による減少24千株、役員報酬B I P信託から市場への売却による減少11千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式（当事業年度期首250千株、当事業年度末302千株）が含まれております。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式（当事業年度期首250千株、当事業年度末215千株）が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19,647千円
賞与引当金	245,088千円
未払法定福利費否認	40,226千円
関係会社株式評価損	71,359千円
退職給付引当金	321,833千円
施設利用会員権評価損	12,227千円
投資有価証券評価損	5,912千円
従業員株式付与引当金	22,184千円
役員報酬BIP信託引当金	23,884千円
貸倒引当金	17,584千円
受注損失引当金	24,628千円
資産除去債務	68,211千円
減価償却超過額	89,987千円
ソフトウェア	8,707千円
仕掛品評価減	10,129千円
その他	6,190千円
繰延税金資産小計	987,796千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△120,892千円
繰延税金資産合計	866,904千円
繰延税金負債	
未取還付事業税	△6,261千円
退職給与負債調整勘定	△3,416千円
その他有価証券評価差額金	△112,727千円
繰延税金負債合計	△122,404千円
繰延税金資産の純額	744,500千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった

主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8%
住民税均等割	0.5%
賃上げ促進税制による税額控除	△1.8%
抱合せ株式消滅差益	△8.3%
子会社吸収合併に伴う繰越欠損金引継	△11.9%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.4%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、9,892千円増加し、法人税等調整額（貸方）が13,111千円増加し、その他有価証券評価差額金が3,219千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ファイナンシャルプレイ ンシステムズ	所有 直接90.6	当社のシステム開発の一部を担当 役員の兼任	資金の借入 (注)1	462,679	関係会社 短期借入金	1,244,026
				利息の支払 (注)1	7,500	—	—
子会社	(株)PLM ジャ パン	所有 直接80	当社のコンサルティングの一部を担当 役員の兼任	資金の返済 (注)1	△130,818	関係会社 短期借入金	364,226
				利息の支払 (注)1	2,823	—	—
子会社	(株)トウインク ル	所有 直接100	役員の兼任	資金の借入 (注)1	975,901	関係会社 短期借入金	972,985
				利息の支払 (注)1	2,916	—	—
子会社	BBS(Thailand) Co.,Ltd. (注)2	所有 直接100	役員の兼任	資金の貸付	42,419	関係会社 長期貸付金	48,000
				利息の受取	419	—	—
関連会社	ニュー・リレ ーション・イン フォ・ビズ (株)	所有 直接20	役員の兼任	ソフトウェア開発の受 託(注)3	1,164,351	売掛金	195,923
						未成工事未 収入金	472,143

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 子会社との資金取引は、グループとしての資金管理の効率化を目的として導入したキャッシュ・マネジメント・システムによるものであります。また、利息の利率については市場金利を勘案して決定しており

ます。

2. 連結子会社の債務超過に対し、55,787千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において49,498千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. ソフトウェア開発の受託については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,366円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 274円59銭 |

(注) 株式付与E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、期末発行済株式総数の計算において控除した当該自己株式の期末発行済株式数は455千株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該自己株式の期中平均株式数は470千株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引(株式付与E S O P信託))

当社は従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを主たる目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与E S O P信託」を導入しております。

(1)取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得いたします。その後、従業員向け株式交付規程に従い、職位や業績達成率に応じたポイントを従業員に付与し、保有ポイントに応じた当社株式を従業員に交付します。

なお、ポイントの算定期間は2020年3月を以て終了しております。今後、信託が保有する当社株式は信託終了の日から10年後の日までに従業員に交付いたします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度128,478千円、250千株、当事業年度123,353千円、240千株であります。

(一定の要件を満たす管理職に信託を通じて自社の株式を交付する取引 (株式付与 E S O P 信託))

当社は、当社の中長期的な業績向上および企業価値増大への従業員の貢献意欲を一層高めることを目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与 E S O P 信託」を導入しております。

(1)取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する管理職を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得いたします。その後、従業員向け株式交付規程に従い、職位や業績達成率に応じたポイントを従業員に付与し、保有ポイントに応じた当社株式を従業員に交付します。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度-千円、-千株、当事業年度157,230千円、61千株であります。

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引 (役員報酬 B I P 信託))

当社は、当社及び当社のグループ会社 (以下併せて「対象会社」という。) の取締役を対象に、これまで以上に対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、信託を通じて当社株式を交付する「役員報酬 B I P 信託」を導入しております。

(1)取引の概要

各対象会社が拠出する取締役の報酬額を原資として、役位及び業績達成度等に応じて当社株式が交付される株式報酬制度であります。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、取締役退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、資本の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度142,728千円、250千株、当事業年度122,858千円、215千株であります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 井澤 浩 昭
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 重 松 あ き 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 井澤 浩 昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 桐山 武 志
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 重松 あ き 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和 監査等委員会

監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役)	渡 邊 秀 俊 ㊞
監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役)	長 谷 川 洋 一 ㊞
監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役)	矢 野 奈 保 子 ㊞
監 査 等 委 員 (社 外 取 締 役)	中 島 康 晴 ㊞

以 上